

平成 2 8 年 度 教 育 委 員 会 定 例 会 会 議 録

日 時	平成 28 年 8 月 29 日 (月)		
	午後 3 時 28 分～午後 5 時 23 分		
場 所	中央公民館第 1 会議室		
出席者			
溝 口	委員長	中 村	社会教育課長
林	委 員	上 橋	管理課長
二 見	委 員	西 高	管理課長補佐
福 島	委 員		
藤 井	教育長		

議 決 事 項

件 名	提 案 理 由	審議の状況	裁決の次第
議案第 2 号	大崎町教育委員会外部評価報告書について	特記事項なし	決 定
議案第 3 号	幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の一部を改正する要綱の制定について	特記事項なし	決 定
議案第 4 号	大崎町防災教育を中心とした実践的安全教育総合支援事業推進委員会設置要綱の制定について	特記事項なし	決 定

会 議 要 旨

- 1 開 会
- 2 前回会議録の承認
- 3 委員長及び委員の報告
委員長
・別紙のとおり

委員

- ・大崎七夕祭り 8.13 (土)

親父の会として 20 時 10 分から巡回指導を行いました。大崎小校庭等を 3 から 4 回巡回しました。目だって何かする子どもはいませんでした。終わってからたむろする子どもがいるのではと思い、1 時間後に巡回しましたがたむろする子どもはいませんでしたので良かったなあと思いました。

- ・中沖夏祭り 8.20 (土)

今年で第 6 回になりました。保育園児が踊ったり、小学生が歌ったり、大崎中の吹奏楽部が演奏あったりと例年よりは人が多かったようでした。

委員

- ・報告なし

委員

- ・市町村教育委員会研修会 7.28 (木)

委員長と一緒に研修会に参加してきました。その中で一部の不祥事の先生のことによって全体の教職員が悪く見られることが残念でした。

4 教育長行政報告

- 1 町水泳記録会 7.27 (水)

・今年は、雨が多かったせいで練習不足でありましたが、記録的には例年と変わらない状況でした。

笠野原小学校長来庁

東串良町教育長来庁

- 2 鹿児島大学学長来庁 7.28 (木)

- 3 町人権教育研修会 7.29 (金)

・町内で 102 名の教員がいますが、その内 80 数名が出席して研修会が行われました。

小中情報交換会

・大崎中が音頭をとって、8 グループに分かれて情報交換を行っていました。また、夜にはたさき食堂で関係者 140 人が集まって懇親会が行われました。

町医師会懇親会

- 4 九州ドッジボール懇親会 7.30 (土)

- 5 第 3 回九州ブロック親善ドッジボール大会 7.31 (日)

・九州各県から 850 人の参加がありました。大型バスも 7～8 台来て町の体育館が大盛況でした。ファイターリーグは、沖縄のチームが優勝しました。フレンドリーリーグは、鹿児島のチームが優勝でした。来年は、この大会に大崎町からも 1 チーム出すことになっています。

- 6 町月例朝会 8.1 (月)

- 7 地区校長研修会 8.2 (火)

東串良町教育長歓迎会

- 8 学力アップセミナー開講式 8.3 (水)

- ドイツスポーツ少年団表敬訪問来庁
・ドイツのスポーツ少年団が大崎に来られました。子ども達は、15歳から22歳でした。交流が主体の事業で長い間交流が続いています。
- 9 青少年活動アメリカ村開校式 8.4 (木)
野方・持留小訪問
- 10 管理職合同研修会 8.5 (金)
・毎年開催している合同研修会で、今回は、事務所の所長と管理課長に来てもらって、講演会をしてから懇親会まで行っています。
- 11 地区教育長会G 8.6 (土)
- 12 外部評価委員会最終 8.9 (火)
・5人の委員で今回最終でしたが、毎回毎回3時間程度一生懸命協議していただいています。皆さんがこの評価を通して、大崎町の教育が良く見えるとおっしゃっています。
- 13 県立図書館「読書活動」打合せ 8.12 (金)
七夕飾り審査
- 14 七夕祭 8.13 (土)
- 15 本庁特別支援室担当来庁「意見後援」 8.17 (水)
- 16 教職員指導力向上研修会 8.10 (月)
県教育長会・専門部会
- 17 暴力団排除協定調印式 8.19 (金)
- 18 大丸・菱田まつり 8.20 (土)
- 19 ビーチスポーツフェスタ 8.21 (日)
・大丸の専用競技場で200名程度の参加者が有りました。
中沖夏祭り
・事務局が学校にあるため、学校の負担が大きいので今後は改善していただければありがたいと思っています。
- 20 学力アップセミナー後半 8.22 (月)
- 21 アメリカ村2組 8.23 (火)
- 22 課長会 8.25 (木)
県体結団式
- 23 県町村教育長研修会 8.26 (金)
・今回は、大崎町が発表でまた二見さんの講演がありました。夜の懇親会では、大崎の教育や二見さんの講演内容について話が盛り上がりました。
- 24 地区指導主事会 8.27 (土)
- 25 民生委員推薦委員会 8.29 (月)
定例教育委員会
- 26 公民分館長会 8.30 (火)
町校長研修会
海外研修報告会

報告第 34 号 大崎町防災教育を中心とした実践的安全教育総合支援事業推進委員会委員の委嘱について

上橋課長

大崎町防災教育を中心とした実践的安全教育総合支援事業推進委員会委員に下記の者を委嘱したので、大崎町教育委員会の行政組織等に関する規則第 19 条第 3 項の規定により報告する。

- | | | |
|--------|--|--------|
| 1 職・氏名 | 鹿児島大学理工学研究科教授 | 浅野敏之 |
| | 鹿児島大学理工学研究科准教授 | 井村隆介 |
| | 鹿児島地方気象台気象防災情報調整官 | 井手 勉 |
| | 大崎町立大丸小学校長 | 山口 博 |
| | 大崎町立菱田小学校長 | 押領司なおみ |
| | 大崎町立大崎中学校長 | 安藤晋哉 |
| | 大崎町立大丸小学校 P T A 会長 | 川越龍一 |
| | 大丸公民分館長 | 藤島浩二 |
| | 志布志消防署長 | 川崎 浩 |
| | 鹿児島県教育庁保健体育課指導主事 | 満枝賢治 |
| | 大崎町総務課長 | 中倉幸二 |
| | 大崎町教育委員会管理課長 | 上橋孝幸 |
| 2 任 期 | 平成 28 年 8 月 23 日から平成 29 年 3 月 31 日まで | |
| 3 提案理由 | 大崎町防災教育を中心とした実践的安全教育総合支援事業推進委員会設置に伴う選任 | |

報告第 35 号 区域外就学について

上橋課長

学校教育法施行令第 9 条の規定に基づき、関係教育委員会と区域外就学の協議を行い、これに同意を得て、大崎町教育委員会の行政組織等に関する規則第 19 条第 1 項第 5 号により処理したので、同条第 3 項の規定により教育委員会にこれを報告する。

【承 認】

6 議 案

議案第 2 号 大崎町教育委員会外部評価報告書について

上橋課長

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 27 条の規定に基づき、大崎町教育委員会外部評価報告書を作成したので、大崎町教育委員会の行政組織等に関する規則第 10 条第 11 項の規定に基づき、教育委員会の議決を求める。

【 1 】 教育委員会委員の活動状況の評価について

【2】 主要事業の評価について

- 管理課関係
 - ① 体力向上対策事業
 - ② 学力向上推進事業
 - ③ 安全・安心な学校づくり事業

中村課長

- 社会教育課関係
 - ④ 生涯スポーツ推進事業
 - ⑤ 生涯学習環境促進事業

委員
意義なし。

【可 決】

議案第3号 幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の一部を改正する要綱の制定について

上橋課長

幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の一部を次のように改正したいので、大崎町教育委員会行政組織等に関する規則第8条第3号の規定に基づき、教育委員会の議決を求める。

平成28年8月29日 提出

大崎町教育委員会教育長 藤井光興

幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の一部を改正する要綱

幼稚園就園奨励費補助金交付要綱（昭和48年大崎町教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「別表」を「別表第1又は別表第2」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、ひとり親世帯等、在宅障害児（者）のいる世帯、そのほかの世帯（生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると町長が認めた世帯）の子ども（以下、「ひとり親世帯等」という。）の補助限度額については、別表第3に定める額の範囲内において補助を行うものとする。なお、ひとり親世帯等で別表第3に属しない場合は、別表第1又は別表第2の範囲内において補助を行うものとする。

別表第2の次に次の1表を加え、別表第1、第2共通注釈中「別表第1、第2共通」を「別表第1、第2、第3共通」に改める。

別表第3（第2条関係）

	補助対	補助金限度額（年額）
--	-----	------------

		象経費	第1子	第2子	第3子
1	当該年度に納付すべき市町 村民税が非課税となる世帯	入園料, 保育料 の合計 額	308,000円	308,000円	308,000円
2	当該年度に納付すべき市町 村民税の所得割が非課税と なる世帯		308,000円	308,000円	308,000円
3	当該年度に納付すべき市町 村民税の所得割課税額が 77,100円以下の世帯		217,000円	308,000円	308,000円

様式第2号, 様式第5号, 様式第6号及び様式第8号を次のように改める。

【改正理由】

国庫補助制度の改正により, ひとり親世帯等の特例の追加がなされたため, 本要綱を改正するものである。

様式第2号

年度幼稚園就園奨励費補助金に係る事業(変更)計画書

		幼稚園名				
区分		保育料等減免 措置階層区分	人員(人)	補助対象額 (千円)	補助金交付 申請額 (千円)	
私 立 幼 稚 園	ひとり親世帯等除く	3 歳 児	町民税非課税(生活保護世帯を含む。)			
			町民税所得割非課税			
			町民税所得割課税額 円以下			
			町民税所得割課税額 円以下			
		計				
		4 歳 児	町民税非課税(生活保護世帯を含む。)			
			町民税所得割非課税			
			町民税所得割課税額 円以下			
			町民税所得割課税額 円以下			
		計				
		5 歳 児	町民税非課税(生活保護世帯を含む。)			
			町民税所得割非課税			
町民税所得割課税額 円以下						
町民税所得割課税額 円以下						
計						
ひとり親世帯等	3 歳 児	町民税非課税(生活保護世帯を含む。)				
		町民税所得割非課税				
		町民税所得割課税額 円以下				

	4 歳 児	計			
		町民税非課税（生活保護世帯を含む。）			
		町民税所得割非課税			
		町民税所得割課税額 円以下			
	5 歳 児	計			
		町民税非課税（生活保護世帯を含む。）			
		町民税所得割非課税			
		町民税所得割課税額 円以下			
	合計				

- (注) 1 「減免額の欄には、町が現実に減免又は補助する額（1人当たり）を記入すること。
2 減免額又は補助額に差異がある場合には、それに応じて区分して記入すること。
3 参考の在園児数欄には、町に在住する園児数を記入する事とし、他市町村から通園する園児は含まないものとする。

様式第5号

年度 幼稚園就園奨励費補助金交付決定通知書

設置者又は幼稚園長

年 月 日付で申請のあった 年度幼稚園就園奨励費補助金については、下記のとおり交付することに決定されたので通知します。

年 月 日

大崎町長

印

- 1 補助金の交付の対象となる事業は、年 月 日付で申請のあった「幼稚園就園奨励費補助事業」とし、その内容は申請書に記載の「事業計画書」のとおりとする。
2 補助金の額は次のとおりとする。

補助金額	備考			
円	ひとり親世帯等除く	3 歳 児	町民税非課税（生活保護世帯を含む。）	
			町民税所得割非課税	
			町民税所得割課税額 円以下	
			町民税所得割課税額 円以下	
		4 歳 児	町民税非課税（生活保護世帯を含む。）	
			町民税所得割非課税	
			町民税所得割課税額 円以下	
			町民税所得割課税額 円以下	
		5 歳 児	町民税非課税（生活保護世帯を含む。）	
			町民税所得割非課税	

	ひとり親世帯等		町民税所得割課税額	円以下	
			町民税所得割課税額	円以下	
		3歳児	町民税非課税（生活保護世帯を含む。）		
			町民税所得割非課税		
			町民税所得割課税額	円以下	
		4歳児	町民税非課税（生活保護世帯を含む。）		
			町民税所得割非課税		
			町民税所得割課税額	円以下	
		5歳児	町民税非課税（生活保護世帯を含む。）		
			町民税所得割非課税		
			町民税所得割課税額	円以下	

様式第6号

年 月 日

大崎町長 様

設置者又は幼稚園長

年度 幼稚園就園奨励費補助金に係る実績報告書

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）の規定に基づき、関係書類を添えて、下記のとおり実績報告書を提出します。

保育料等減免措置階層区分		補助対象 経費	対 象 人 員	補助金交 決定額	減免 措置額	不用額
ひとり親世帯等除く	3歳児	町民税非課税（生活保護世帯を含む。）				
		町民税所得割非課税				
		町民税所得割課税額	円以下			
		町民税所得割課税額	円以下			
	4歳児	町民税非課税（生活保護世帯を含む。）				
		町民税所得割非課税				
		町民税所得割課税額	円以下			
		町民税所得割課税額	円以下			
	5歳児	町民税非課税（生活保護世帯を含む。）				
		町民税所得割非課税				
		町民税所得割課税額	円以下			

		町民税所得割課税額	円以下					
ひとり親世帯等	3歳児	町民税非課税（生活保護世帯を含む。）						
		町民税所得割非課税						
		町民税所得割課税額	円以下					
	4歳児	町民税非課税（生活保護世帯を含む。）						
		町民税所得割非課税						
		町民税所得割課税額	円以下					
	5歳児	町民税非課税（生活保護世帯を含む。）						
		町民税所得割非課税						
		町民税所得割課税額	円以下					
合 計				円	人	円	円	円

様式第8号

年度 幼稚園就園奨励費補助金確定通知書

設置者又は幼稚園長

年 月 日付で申請のあった 年度幼稚園就園奨励費補助金の交付
については、下記のとおり確定したので通知します。

年 月 日

大崎町長

印

補助金額	備考			
円	ひとり親世帯等除く	3歳児	町民税非課税（生活保護世帯を含む。）	
			町民税所得割非課税	
			町民税所得割課税額	円以下
			町民税所得割課税額	円以下
		4歳児	町民税非課税（生活保護世帯を含む。）	
			町民税所得割非課税	
			町民税所得割課税額	円以下
			町民税所得割課税額	円以下
		5歳児	町民税非課税（生活保護世帯を含む。）	
			町民税所得割非課税	
			町民税所得割課税額	円以下
			町民税所得割課税額	円以下
	世帯親	3歳児	町民税非課税（生活保護世帯を含む。）	

		町民税所得割非課税	
		町民税所得割課税額 円以下	
	4 歳 児	町民税非課税（生活保護世帯を含む。）	
		町民税所得割非課税	
		町民税所得割課税額 円以下	
	5 歳 児	町民税非課税（生活保護世帯を含む。）	
		町民税所得割非課税	
		町民税所得割課税額 円以下	

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

委 員

意義なし。

【可 決】

議案第 4 号 大崎町防災教育を中心とした実践的安全教育総合支援事業推進委員会設置要綱の制定について

上橋課長

大崎町防災教育を中心とした実践的安全教育総合支援事業推進委員会設置要綱を次のように制定したいので、大崎町教育委員会の行政組織等に関する規則第 8 条第 3 号の規定により、教育委員会の議決を求める。

大崎町防災教育を中心とした実践的安全教育総合支援事業推進委員会設置要綱
(設置)

第 1 条 学校における防災に関する指導方法等の開発・普及や地域の防災関係機関との連携体制の構築・強化を目的とした安全教育モデル実践事業（以下「事業」という）を円滑に実施するため、大崎町防災教育を中心とした実践的安全教育総合支援事業推進委員会（以下「委員会」という）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事務について協議及び検討を行う。

- (1) 事業の推進に当たっての指導・助言について
- (2) 事業の進捗状況の管理について
- (3) その他、事業の推進に当たって必要なことについて

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 12 名以内で組織する。

2 委員は、鹿児島大学地域防災教育研究センター、鹿児島地方気象台、大崎町立学校、県・町の職員及び拠点校校区公民館のうちから教育長が委嘱する。

(委員長)

	大丸小運動会	開会時間 (時 分) 【委員	】
	野方小運動会	開会時間 (時 分) 【委員	】
	菱田小運動会	開会時間 (時 分) 【委員	】
	中沖小運動会	開会時間 (時 分) 【委員	】
9月26日(月)	定例教育委員会	15時30分～	
10月2日(日)	大崎小運動会	開会時間 (時 分)	

10 閉 会

会議録署名人

委員長

委員

委員

委員

教育長